

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 松尾 勇臣

年 月 日	2018年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会			
相手方	奈良日日新聞社			
年会費支払目的	情報収集し、政務活動に役立てる為			
按分率の説明	75% (懇談会の費用を除く)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 会議勉強会</p> <p>◆本会の活動頻度 3か月に1回 (年4回) 定例講演会並びに意見交流会</p> <p>◆参加者の状況 目的に賛同する法人及び個人</p> <p>◆効果 会議勉強会に参加し、意見を交換することで情報収集でき、政務活動に役立っている</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	2018.10月～2019.3月分 講演会、勉強会、会報代	NO.61
		30,000 円	2018.4月～2018.9月分 講演会、勉強会、会報代	NO.103
	合計	60,000 円	(うち 75% 45,000 円充当)	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 松尾 勇臣				
年 月 日	2018年11月6日			
年会費名	2018年度年会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、政務活動に役立てる為			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容</p> <p>会議勉強会</p> <p>◆本会の活動頻度</p> <p>3か月に1回(年4回)</p> <p>◆参加者の状況</p> <p>地方議員のほか、団体の理事等が参加</p> <p>本県の部落解放同盟の把握に務め、本会議での質問等議員活動に役立てる</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30000円	講演会、勉強会、会報代	NO.79
	合計	30,000円		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熟あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 松尾 勇臣

年 月 日	平成 31 年 3 月 22 日他				
表題と発行部数	松尾いさお News 最終号 10,000 万部				
対象者	吉野郡他				
配布方法	郵送等				
発行目的	県政について報告を行うため				
按分率の説明	50% (政務活動以外の内容を含むため)				
内容	南奈良総合医療センターについて なら食と農の魅力創造国際大学について 等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	郵送代	郵便局	422,666 円	4,940 部	146
	作成料	(株)アメイズ	153,900 円		147
	印刷代	岡本印刷所	140,000	10,000 部	151
		※50% 充当 合計 716,566 円×50% = 358,283 円			
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

討議資料



奈良県議会議員

松尾いさお

活力ある吉野郡の再生!

夢と希望を 次世代に!

明るい未来のための道しるべ

プロフィール (主な経歴等)

昭和47年4月3日生まれ (46歳)

2001年 吉野町議会議員当選 28才

2005年 吉野町議会議員再選 32才

2007年 奈良県議会議員当選 35才

2011年 奈良県議会議員2期目当選

2015年 奈良県議会議員3期目当選

学歴

1988年 吉野町立吉野中学校 卒業

1991年 奈良県立吉野高等学校 卒業

1993年 東京農業大学 中退

奈良県議会議員報酬10%削減の継続!

日本維新の会は身を切る改革、実行中。維新はやる!次の時代を創る!

奈良県議会議員 会派 日本維新の会が中心となり提案を行いました「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例」が、全会一致で可決されました。平成27年11月支給分より月額報酬額が議長は96万5千円→86万円、副議長は84万3千円→75万円、議員は78万8千円→70万円となります。(期末手当の算出根拠は現行通り) これにより、平成31年4月末までの任期の削減総額は、約1億4千6百万円となります。今回の改正により生まれる財源を、次世代を担う若者たちへの医療・教育・子育て支援に対する施策の充実や奈良県の経済活性化への一助とするためです。奈良県民の現金給与総額は、10年前と比較すると約14%も下落しており景気回復が進んでいません。

奈良県議会議員 会派 日本維新の会所属議員4名は、今後も改革を進めてまいります。

奈良県議会議員 松尾いさお

南奈良総合医療センターの実態



総工費 約200億円!!
負担額 約135億円!!

税金の三重取りをなくして 大切な税金の公平分配を!!

現在の奈良県政においては、県民の皆様から頂いた大切な税金を公平に分配できていないと到底言えない。今回はその事例を幾つか紹介させて頂きます。
2016年4月に開院した「南奈良総合医療センター」南和の医療は南和で守るとのキャッチフレーズで総事業費約200億円をかけ現在も南和地域の医療の要として運営されている。外形的には県が地域医療に責任を持ち、県民の生命、身体を守っている様に見えるが、実態は少し違う。なぜなら、吉野郡3町8村十五條市が総工費約135億円、ランニングコスト年間約1億円を負担させられているのだ。
県立とは名ばかりで負担を市町村に押し付けた事業なのである。本来なら県税を納めている県民が県から直接サービスを受けるのが当たり前であるが、財源不足を理由に市町村のお金を当てにした言わば押し付け事業なのだ。日頃から奈良モデルと提唱し、各市町村と包括協定を結ぶなど表向きは市町村に寄り添う姿勢を見せているが、実際は「しんどいことは市町村で、目立つ格好の良いところは県で」こんな仕組みを県民は本当に許して良いのだろうか。

県税、市町村税と汗水を流して収めた血税を 三重取りしながら運営する県政を許してはならない。

市町村公債費負担金(病院事業債にかかる公債費償還金に充当)

(単位:千円)

	五條市	吉野町	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	市町村 公債費負担金
公債費負担金	155,692	65,441	191,510	51,784	18,237	20,103	13,106	28,246	13,742	13,063	23,199	21,503	615,626

市町村運営費負担金(病院事業のランニングコストに充当)

(単位:千円)

	五條市	吉野町	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	市町村 運営費負担金
運営費負担金	30,130	12,690	18,660	9,420	3,390	3,870	2,630	5,680	2,610	2,620	4,280	4,020	100,000

県民に軸足をおいた政治を!! 維新の改革実行中!!

なら食と農の魅力創造国際大学



総工費 約20億円!!
年間 約3000万円の補助金!!

箱モノ県政徹底廃止!! 県民サービスの適正化を!!

皆さんご存知だろうか。平成28年に総工費約20億円をかけ桜井市に開校した「なら食と農の魅力創造国際大学(NAFIC)」。次世代の担い手育成と奈良の食文化アピールが狙いだが募集定員に対し4年連続の定員割れだ。運営費には年間2億円以上の予算をつぎ込みさらに、敷地内に名ばかりの有名レストランを公設民営(指定管理者制度)で営業し、年間約3000万円の補助金を出して営業してもらっている始末。これに懲りず、セミナーハウスなるものをレストラン横に建設予定で総工費は全体で50億円を超えると言う。こんな予算配分が許されるだろうか。

思いつきの政策立案が本来の住民サービスを低下させ次世代の若者に負担だけが重くのしかかる 現県政に対し批判の声を大きく上げるべきだろう。

NAFICフードクリエイティブ学科

	定員	入学者数(人)
1期生 (H28年度)	20	15
2期生 (H29年度)	20	13
3期生 (H30年度)	20	13

	定員	出願者数(人)
4期生 (新年度)	20	11 (~去年11月)

2025年大阪万博開催決定!!

2025 万博開催地が大阪に決定しました。未来のビジョンを描き、そして実行するのが維新です!

市長 桜井 一郎
市議会議員 吉村 洋文

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 松尾 勇臣

年 月 日	2018年4月3日 他				
表題	奈良県議会議員 松尾いさお ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行う				
按分率の説明	按分率：50% 理 由：(政務活動以外の内容を含むため)				
内容	議会活動報告				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ホームページ維持費	(株)奈良新聞コミュニケーションズ	17820円	HP制作・管理 リース料	NO.2 他
		※50%充当 合計 213,840円 (213,840円×50%=106,920円充当)			
備考	ホームページアドレス： http://www.isao-matsuo.com/ 添付資料				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

注文書

(販売店控①)

下記の商品を注文いたします。
又サーバーなどにかかる初期費用 (

円・税込) は、~~年~~ 月 日迄に支払います。

注文日 2015年 9月 16日

(注文者)

住所 〒639-3118

吉野郡吉野町橋屋298-3

会社名 奈良県読会読員 本誌以外発行部

松尾 勇臣

TEL 0746 (34) 5221
FAX ()

(納入者)



Nara Shinbun Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ

〒630-8001 奈良市法華寺町2番地4

TEL: 0742(35)2322 FAX: 0742(35)2346

www.nara-np.com

商品名	型番	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
HP制作管理					0
サイト制作					
リース契約期間	48ヶ月			現金価格小計(税抜)	
月額リース料(税抜)	16500円			消費税(%)	
月額リース料(税込)	17820円			現金価格合計(税込)	
前払リース料(税込) 月分				円	

納入予定日	2015年 10月 9日
納入先	
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	リース・現金・振込・葉金 その他(クレジット)
信販会社	三井住友トラスト・バナークレジット

月額管理費明細	金額 (円)
消費税(%)	
月額管理費合計	

※裏面の契約事項第2条に定めた基本プラン以外のオプションについては
有料となりますので、予めご了承の程お願い申し上げます。

役員	部長	課長	担当者

契約事項

注文書(以下、甲という)と加入書(以下、乙という)とは、甲乙間のコミュニケーションシステム等の制作(以下「本業務」という)に関する取引について、以下のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結します。

第1条(目的)

本契約は、甲が乙に対して発注する本業務に関する取引について、その基本条件を定めたもので、契約の履行に当たっては、甲、乙ともに信義に則り誠実にこれを履行するものとします。

第2条(業務内容)

乙が甲に提供する業務は下記のとおりとします。

1. 甲より与えられた原稿・資料(写真・パンフレット・チラシ等)やヒアリング情報に基づく、WEBサイトの企画・設計、デザイン、(X)HTML制作、コミュニケーションシステム(データベース連動コンテンツ管理システム)等の導入
2. 既得の写真・画像等のスキャン(デジタル化)
※1サイトあたりの上限:20枚
3. 紙データ(原稿・資料)のデジタル化
※1ページあたりの上限:800文字
4. メールフォームの設置
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトにつき1つ
5. メールアカウントの発行
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトあたりの上限:10アカウント
6. レンタルサーバ
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトあたりの上限:100MB

上記はコミュニケーションシステム内での提供内容とし、以下に定める内容(オプション)については有料とし、別途見積りの上、ご相談させていただきます。

- (1)掲載文章の作成(ライティング)
- (2)掲載文章の変更、追加
- (3)掲載写真の撮影
- (4)掲載写真の変更、追加
- (5)デザイン・レイアウトの変更、追加
- (6)新規ページの追加
- (7)イラスト・似顔絵作成
- (8)CIロゴデザイン
- (9)コピーライティング
- (10)システム、プログラム(CGI・PHP等)の開発及び設置

- (11)リッチメディア(FLASH・動画等)の作成
- (12)独自ドメインの取得
- (13)公開後のページ更新、追加、修正、削除
- (14)更新システムへの代行入力
- (15)メールアカウントの追加発行
- (16)サーバ容量の追加
- (17)パソコン等の接続及び初期設定
- (18)インターネットの接続
- (19)メール(アカウント)の初期設定

尚、上記プラン以外または定めのないものについては別途契約とします。

第3条(デザインに関する取決)

1. 提出するデザインは、トップページ(第一階層)と第二階層、第三階層、それぞれ1案を原則とします。
2. 甲が了承したデザインに関して、後に変更を希望する場合には、乙は別途料金を加算するものとします。
3. 変更要請が生じた場合、乙は制作期間を延長することができるものとします。

第4条(制作途中の解約とその費用)

1. 本契約の申込後の取消や修正については、乙が申込を受け付け、本業務に着手した後は原則として行えないものとします。ただし、止むを得ない理由で甲が解約を希望する場合は、その理由を通知し乙に対して通知し承諾を得なければならないものとし、制作途中までの費用を乙に対し支払わなければならないものとします。

2. 乙の都合により、事由を問わず契約を途中で解約出来るものとします。その場合の制作料金は発生しないものとします。

3. 制作完了後の返品・キャンセルは一切出来ないものとします。

4. 制作途中の解約による規定損害金については、以下各号について定めるものとします。

- (1)甲が乙の制作者と打合せ後、甲の申し出によりキャンセルする場合は、乙は第5条1項に定める申込金を返却しないものとします。

- (2)甲が、乙による制作開始後に申込の取消を行う場合は、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の履行のために負担した実費をすみやかに支払わなければならないものとします。

- (3)本契約の失効後においても、第4条4項(1)(2)はその効力を有するものとし、甲に対する乙の規定損害金請求権の行使を妨げないものとします。

第5条(契約費用の支払時期及び方法)

1. 甲は、本契約締結後、1週間以内にて申込金を支払うものとします。

2. 乙は申込金の受領をもって制作業務に着手するものとします。

3. 甲は、本契約に係る代金を、成果物納入時に実施される動作確認完了後、遅滞なく乙所定の方法で支払うものとします。以下各号についても定めるものとします。

- (1)消費税及び支払いに関する手数料は、甲の負担とします。

- (2)甲の支払方法が、乙が指定した信販会社を利用する場合、信販会社の規定に基づき信販会社との契約及び支払いを行うものとします。乙は、甲と信販会社の契約後、その契約に関して関与しないものとします。

- (3)乙の業務開始後、甲の要求により、第2条1項～5項に定める業務以外の追加作業が発生する場合、当該作業に係る費用を別途請求できるものとします。

- (4)成果物納入前であっても、WEBサイト及びメールサーバの稼働を必要とする場合、甲は当月よりレンタルサーバ契約等に係る費用を支払うものとします。

- (5)甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要した代金全額を請求することができるものとします。

第6条(甲の役割分担)

甲は本業務の遂行に当たり、次の各号に定める役割を分担するものとします。

1. WEBサイト制作に必要な原稿・資料等の提出
2. 乙から要請された制作打合せへの参加
3. 乙から要請された中間成果物の確認作業
4. その他、本契約で定める各事項及び乙が要請した作業への協力

第7条(成果物の納品)

1. 乙が甲に成果物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて成果物の確認をするものとします。成果物確認依頼の案内は、乙がEメール等の手段によって甲に通知するものとします。

2. 甲は、成果物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとします。

3. 甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行うものとします。

4. 確認依頼通知を受領後7日以内に乙への連絡が無い場合は、甲により成果物の内容が承認されたものとします。

5. 甲の確認通知を乙が受領後、インターネット上の所定のアドレスにて公開し、成果物としてCD等のメディアにて納品するものとします。

第8条(成果物の返品・再作成)

1. 成果物の返品・再作成については、乙の責に帰するもの以外は無償としないものとし、乙の責に帰するものについては、乙の負担にて再作成を行うものとします。

2. 甲の誤入力や誤記に起因する間違いについては、再作成ではなく、新規の申込として受け付け、乙は甲に乙所定の料金を請求できるものとします。

3. デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるものとします。

第9条(品質保証)

乙は成果物の納品前に表示および動作確認を行うものとします。保証する表示および動作環境は別途仕様書に記載するものとします。

第10条(著作権)

1. 成果物及びコミュニケーションシステムの著作権は乙に帰属し、甲は乙より、成果物及びコミュニケーションシステムのライセンス使用権を得るものとします。ただし、既存プログラム等を利用する場合、その著作権はプログラム作成者(会社・団体・個人)に帰属し、甲はそれらライセンス使用権を得るものとします。
2. 乙が甲に納品するのは完成物((X)HTML、GIF、JPG、ファイル等)のみとなり、制作時のデザインファイル(Photoshop、Illustrator、Fireworksファイル等)やコミュニケーションシステム・プログラム(お問い合わせフォーム、ショッピングカート等)は提供しないものとします。
3. 甲は成果物を販売、レンタル、リース、貸与、再許諾、複製またはその他の方法で再配布しないものとします。

第11条(禁止事項)

乙は、次のいずれかに該当した時(またはその恐れのある時)は甲の依頼を承認しない場合があるものとします。

1. 作成依頼内容に、虚偽の記載があったとき
2. 期間中依頼者の掲載依頼があったとき
3. 非合法あるいは不適切と判断されたとき
4. その他乙が契約に当たり不適切と判断したとき

乙は、契約後であっても甲が前項の何らかに該当することが判明した場合、契約を取り消すことができ、その時点までに要した代金を甲に請求出来るものとします。

第12条(個人情報の保護)

乙は、この契約による業務処理するための個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならないこととします。

第13条(秘密保持)

甲および乙は、本契約または個別契約に關連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他の業務上の秘密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後においても第三者に漏洩してはならないこととします。

第14条(責任制限)

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わないものとします。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わないものとします。

第15条(免責)

いずれの当事者もストライキ、暴動、火事、爆発、天災、戦争、政府の行為、予測を超えたコンピュータウィルスの発生もしくはその他当事者のコントロールを逸した原因により生じた契約不履行もしくは契約履行遅延に關して責任を負わないものとします。

第16条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙双方協議をもって協議し、円滑解決を図るものとします。

2018年度事務所状況報告書

会派・議員名 松尾 勇臣

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県吉野郡吉野町橋屋 298-3 電話 0746-34-5221 延べ床面積 158.98 m ²
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 ()) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 158.98 m ² (a) うち政務活動使用面積 79.49 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 79.49/158.98 → 按分率 1/2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：使用面積による按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：使用面積による按分)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

貸 貸 借 契 約 書

賃貸借契約書 (事務所用)

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 松尾 勇臣 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的地

所在地	奈良県吉野郡吉野町橋屋 248-3
建物名称	事務所
構造	軽量鉄骨2階建
床面積	158.98 m ²
間取り	
付属設備	
付属施設	

(2) 賃貸借契約期間

始期	平成 19 年 6 月 1 日より	1年間とする
終期	平成 20 年 5 月 31 日まで	

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込みによる場合
賃料	月額 80円	-	南都銀行 [REDACTED]
共益費	月額 円		[REDACTED]

(4) 賃借人

使用者	氏名	職業(勤務先・通学先)	続柄	年齢

(5) 連帯保証人

住所	[REDACTED]		
氏名	[REDACTED]	年齢	[REDACTED]
職業	[REDACTED]	借主との関係	[REDACTED]

II. 契約条項

(目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本契約」という。）を、居住を目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。

2 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。

3 乙は、翌月分の賃料及び共益費を、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4 本契約締結が壹ヶ月未満の場合は賃料その他は日割り計算とし明渡し時については月割計算とする。

5 甲および乙は土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明渡し返還した場合は、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙に返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除額金とは別途に、随時に対等額がある場合は、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(修理等)

第5条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費

は甲の負担とし、本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品の消耗による修理およびキッチンセット、浴槽・風呂釜、給湯器、換気扇、給排水設備等付付属設備の修理は、乙の負担において、行う。

- 2 乙は、本物件につき修繕を必要とする個所を発見したときは、速やかに甲へ通知しなければならない。
- 3 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの責任において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第6条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第7条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用するものとする。

- 2 乙は自己責任において換気等の注意をなすものとし、結露等により被害が発生した場合、甲に対し一切の損害金等の請求はしないものとする。

(乙の通知義務)

第8条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。

- ① 標記に記載した同居入居者に変更のある場合
- ② 乙または連帯保証人が死亡したとき
- ③ 1ヶ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- ④ 本物件を毀損または滅失したとき
- ⑤ 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

(許可が必要な事項)

第9条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- ① 金庫、ピアノ等重量物の搬入据付け等をするとき
- ② 第13条（造作等の変更）の規定に該当する行為をしようとするとき

(禁止事項)

第10条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- ① 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- ② 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- ③ 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと

④ 本物件において犬、猫等ペットの飼育をすること

(第三者同居の禁止)

第11条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させ、又は第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第12条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3 前2項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(造作等の変更)

第13条 乙が本物件またはその造作を改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得たうえ、甲の指定するまたは甲の承諾する工事人にこれを施工させなければならない。

2 前項の工事に要する費用は、一切、乙の負担とする。

(契約の解除)

第14条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- ① 第1条の使用目的に違反したとき
- ② 第3条の賃料の支払いを2ヶ月以上滞納したとき
- ③ 第9条(許可が必要な事項)のいずれか一に違反したとき
- ④ 第10条(禁止事項)のいずれか一に違反したとき
- ⑤ 第11条(第三者同居の禁止)の規定に違反したとき
- ⑥ 反社会的集団(暴力団、暴走族、過激な政治団体等)の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- ⑦ その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

(契約の終了)

第15条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- ① 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰することのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

- ② 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第16条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明渡し)

第17条 乙は、本契約終了と同時に、本契約を甲に明け渡さなくてはならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用を持って除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を現状に回復しなければならない。

2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。

4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を違約金として支払わなくてはならない。

(連帯保証人)

第18条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付するものとする。

(雑則)

第19条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(協議事項)

第20条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約事項)

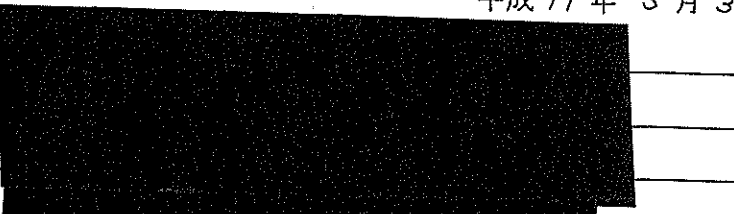
第21条

1. 本書をもって保証金の預かりとする。

本契約を証するため本書式通を作成し、貸主、借主各巻通を保有する。

平成19年5月31日

甲（貸貸人）住所
氏名
TEL

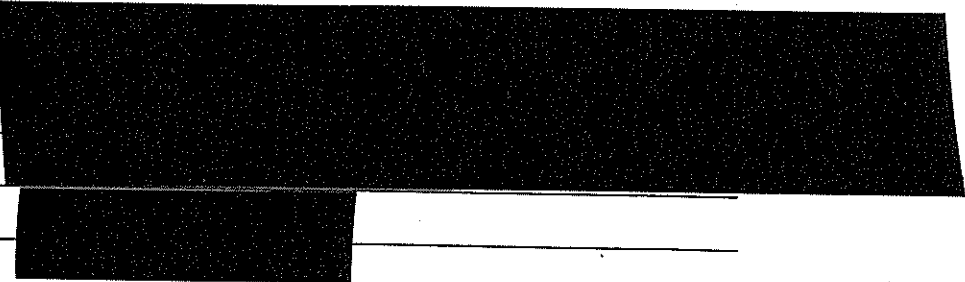


乙（賃借人）住所
氏名
TEL
勤務先



松尾 勇臣

連帯保証人 住所
氏名
TEL
勤務先



連帯保証人 住所
氏名
TEL
勤務先

実印

媒介業者

